

藤枝市水洗便所等改造資金融資あっ旋及び利子補給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、水洗便所の普及促進により、生活環境の向上及び公共用水域における水環境の保全を実現するため、宅地内の排水設備工事を行うものに対し、工事に要する資金の融資あっ旋を行うとともに、予算の範囲内で融資を行った金融機関に対し利子補給を行うことについて、必要な事項を定める。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 処理区域 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8項に掲げる処理区域並びに藤枝市農業集落排水処理施設条例（平成8年条例第8号。以下「藤枝市農排条例」という。）第2条第3号に掲げる排水区域をいう。
- (2) 公共下水道 藤枝市下水道条例（昭和60年条例第19号。）第2条第2号に掲げる公共下水道をいう。
- (3) 農業集落排水処理施設 藤枝市農排条例第2条第2号に掲げる排水処理施設をいう。
- (4) 申請者 本要綱に基づき、融資あっ旋を受けようとする者をいう。

(融資あっ旋の対象となる工事)

第3条 融資あっ旋の対象となる工事は、処理区域内において公共下水道又は農業集落排水処理施設に接続するために行う次のいずれかの工事（以下「対象工事」という。）とする。ただし、対象工事が家屋の新築に伴って行われる工事を除く。

- (1) 既設の汲み取り便所を水洗便所に改造する工事
- (2) 既設のし尿浄化槽便所を水洗便所に改造する工事
- (3) 法第10条第1項の排水設備を改造する工事

(融資あっ旋の対象者)

第4条 対象工事の資金について融資あっ旋を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えている個人とする。

- (1) 処理区域内における建築物の所有者又は所有者の同意を得た占有者であること。
- (2) 市民税、固定資産税及び国民健康保険税を滞納していないこと。
- (3) 公共下水道に接続する者については、下水道事業受益者負担金を滞納してい

ないこと。

(4) 農業集落排水処理施設に接続する者については、農業集落排水事業受益者分担金を滞納していないこと。

(5) 藤枝市上水道使用者については、上水道料金を滞納していないこと。

(融資あっ旋の額)

第5条 融資あっ旋の額は、対象工事に要した費用の範囲内において一戸につき5万円以上100万円以内とし、単位は1万円とする。

(融資あっ旋の条件)

第6条 融資あっ旋の条件は、次のとおりとする。

(1) 融資利率 融資を受けた者は無利子とし、金融機関への利子補給については融資を受けた日の属する年度の前年度末の長期プライムレートの年利と同率とする。

(2) 償還期限 融資を受けた日の属する月の翌月から起算して60月以内とし、12月、24月、36月、48月、60月の5種類とする。

(3) 償還方法 融資を受けた日の属する月の翌月から元金均等により月賦償還するものとし、繰り上げ償還することができる。

(4) 遅延利息 延滞金額につき金融機関の定める利率において融資を受けた者が負担する。

(融資あっ旋の申請)

第7条 申請者は、水洗便所等改造資金融資あっ旋申請書(第1号様式)に排水設備設置計画確認申請書を添えて市長に申請しなければならない。

(融資あっ旋の決定等)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、申請書の内容及び申請者が第4条に該当する者かどうかを審査し、融資あっ旋の可否を決定する。

2 前項の審査の結果、融資あっ旋が可能であった場合には、水洗便所等改造資金融資あっ旋決定通知書(第2号様式)を、融資あっ旋が不可能であった場合には、水洗便所等改造資金融資あっ旋不決定通知書(第3号様式)により申請者に審査結果を通知する。

(融資あっ旋の取下げ)

第9条 申請者は、前条第2項の規定による融資あっ旋決定通知書を受理したのち、融資あっ旋の申請の取下げをしようとするときは、水洗便所等改造資金融資あっ旋申請取下書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(融資可否の連絡)

第10条 申請者が第8条で交付された融資あっ旋決定通知書により金融機関に対して融資を申し込んだ場合、金融機関は自らの審査基準に基づいて融資の可否を決定し、市長に報告しなければならない。

(金融機関に対する融資依頼)

第11条 市長は金融機関からの融資が可能とされた申請者について、対象工事の完了検査に合格後、速やかに、金融機関に対して水洗便所等改造資金融資依頼書(第5号様式)及び水洗便所等改造資金融資実行連絡票(第6号様式)を送付する。

(融資の報告)

第12条 金融機関は、前条の規定により依頼された資金の融資を実行したときには、送付を受けた実行連絡票に必要事項を記入のうえ市長に提出しなければならない。

(融資あっ旋の取消し)

第13条 市長は、次のいずれかに該当する場合には、融資あっ旋の決定を取消することができる。

- (1) 申請者が第8条に既定する融資あっ旋決定通知書の交付を受けてから3か月を経過しても対象工事に着手しないとき。
- (2) 申請者から第9条の取下書の提出があったとき。

2 市長は、融資あっ旋を取り消す場合には、申請者に対して水洗便所等改造資金融資あっ旋決定の取消通知書(第7号様式)を交付するものとする。

(利子補給金の計算及び請求)

第14条 市長は、本要綱に基づき申請者に対して対象工事資金を融資した金融機関に対し、暦月末日ごとの融資残高に第6条第1号に規定する融資利率を乗じて得た額を利子補給する。ただし、償還期日を経過した貸付金については利子補給の対象としない。

2 約定返済日が乙の休業日と重なり、その返済が約定返済日の翌月の直近の金融機関の営業日に行われた場合には、当該返済が約定返済日に行われたものとみなして前項の規定を適用する。

3 利子補給を受けようとする金融機関は、前2項の規定により利子補給金の額を算定し、3月から8月までの各月分については9月10日までに、9月から2月までの各月分については3月10日までに、利子補給金計算書(第8号様式)に

請求書を添えて市長に提出しなければならない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。